

自立支援教育訓練給付事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的としています。

《対象講座》

- ①雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ②雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ③雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座

《対象者》 下記の要件をすべて満たす人

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準であること。
- ・ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。

《支給額》

- ・ 対象講座①または②を受講の場合

対象教育訓練の受講のために支払った費用の60%に相当する額（上限20万円）。
但し12千円未満の場合は支給されません。

- ・ 対象講座③を受講の場合

対象教育訓練の受講のために支払った費用の60%に相当する額（上限は修学年数×20万円、但し80万円を超える場合は80万円）。但し12千円未満の場合は支給されません。

対象経費—教育訓練施設の長が証明する下記の経費

◇入学金（入学金又は登録料）

◇受講料（受講に際して支払った受講費・教科書代・教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む））

◇上記経費の消費税

※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記金額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支払額を差し引いた額が支給されます。

※算定した支給額に端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てて支給します。

※一括払い又は分割払い、いずれの場合でも受講者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する額を対象。申請時点で未納となっている入学金又は受講料は対象となりません。

※クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合のクレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、教育訓練経費には該当しません。

◆自立支援教育訓練給付金の支給を希望される方は、必ず事前にご相談ください。

—お問い合わせ先—

菊池市役所 子育て支援課 子育て家庭支援係 Tel0968-25-7214

自立支援教育訓練給付金事業の申請方法

① 講座開始前に講座指定の申請をしてください。

(申請前に受講しようとする講座のパンフレット等をお持ちの上ご相談ください。)

【申請に必要な書類】

- 自立支援教育訓練給付対象講座指定申請書 (様式第1号)
- 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- 申請者及びその児童の世帯全員の住民票の写し (菊池市内の場合は不要)
- 本人及び世帯員 (20歳以上) の所得及び課税額がわかる証明書 (1月1日現在が菊池市内の場合は不要)
- 児童扶養手当証書の写し (お持ちでない場合はご相談ください)

② 市から受講対象講座指定通知書 (様式第2号) が届いたら大切に保管してください。(支給申請の際に写しが必要となります。)

③ 支給申請書を提出してください。(受講が修了してから30日以内に申請してください)

【申請に必要な書類】

- 自立支援教育訓練給付金支給申請書 (様式第3号)
- 請求書
- 受講対象講座指定通知書の写し
- 教育訓練修了証明書 (訓練施設の長による)
- 受講の際に支払った領収書等 (訓練施設の長による)
 - ・ 入学料 (受講の開始に際し、施設に納付する入学金又は登録料の領収書)
 - ・ 受講料 (受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費 (受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))
 - ・ 上記経費の消費税
- 児童扶養手当証書の写し (お持ちでない場合はご相談ください)
- 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本 (対象講座指定申請書の際に提出した書類と同一内容の場合は省略することができます。)

④ 支給決定 (不承認) 通知 (様式第3号) を送付し、指定された口座へお振込みします。

～お問い合わせ先～

菊池市役所 子育て支援課 こども家庭支援係

TEL 0968-25-7214